



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成22年12月28日火曜日 第2231号外 1

◇ 目 次 ◇
条 例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条

例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例.....	2

条 例

○愛媛県条例第52号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、<u>人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料、地域手当（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第9条の3に規定する地域手当を除く。）及び期末手当（ ）のそれぞれ100分の100以内を支給する。</u></p> <p>2 <u>派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、前項の規定にかかわらず、一般の派遣職員には給与を支給しない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>（企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与（ ））</p> <p>第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員には、<u>その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採</u></p>	<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には _____、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料、地域手当（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第9条の3に規定する地域手当を除く。）及び期末手当。以下この項において同じ。）のそれぞれ100分の70 _____を支給する。<u>ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>（企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類（ ））</p> <p>第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員には _____、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採</p>

用された職員にあつては、給料、地域手当（医師に係るものを除く。）及び期末手当）を支給する。ただし、_____派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

用された職員にあつては、給料、地域手当（医師に係るものを除く。）及び期末手当）を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第53号

愛媛県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例を次のように公布する。

平成22年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例

（設置）

第1条 子宮頸がん^{けい}予防ワクチン、インフルエンザ菌b型ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進するために要する経費の財源に充てるため、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。